平成２９年（フ）第１１４５号
さいたま市南区四谷２丁目５番19号
債務者　中野孝子こと　玄　　貞烈
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２２８号
埼玉県朝霞市岡１丁目13番11号
債務者　清水すみ子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２５４号
埼玉県白岡市小久喜34番地１　レオパレスパーシル109
債務者　木曽　直寿
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５５７号
埼玉県吉川市高富１丁目３番地４　ソフィア吉川303号
債務者　石垣多鶴子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５６１号
埼玉県草加市弁天６丁目24番18号　第一森久ビル305号
債務者　西浦　　裕
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４７９号
埼玉県所沢市大字久米1509番地の12　クレストヒル南陵205
債務者　斉藤佳世子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５３１号
埼玉県所沢市こぶし町１番17―304号、前住所埼玉県所沢市和ケ原１丁目169番地　グランディール所沢202
債務者　宇佐美早苗（旧姓三好）
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１８４号
千葉市花見川区千種町118番地７　シティハイツ千種４―103号、申立時の住所千葉県佐倉市宮ノ台１丁目12番２号
債務者　庭野　智彰
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第９８号
千葉県東金市宿713番地７
債務者　冨士田真弓
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第５３号
北海道岩見沢市ふじ町１条７丁目２番４号
債務者　山田ひとみ（旧姓櫻田）
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第１４６号
茨城県土浦市荒川沖東３丁目12番８号
債務者　立川　貴彦
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第８４３号
京都市西京区松室吾田神町127番地　フォレストメゾン椿　A
債務者　北川　聖二
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８５８号
京都市下京区朱雀正会町42番地の24
債務者　濱中浩美智
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８９０号
京都市北区紫野北花ノ坊町70番地　楽只市営住宅第10棟306号
債務者　小泉　　唯（旧姓田倉）
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２９号
広島県三次市十日市南５丁目３番49号
債務者　中曽　和信
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２９年（フ）第４０２７号
大阪市西成区太子１丁目５番２号壱番館708号
債務者　阿武　一志
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０４９号
大阪市福島区吉野５丁目７番７号　サントピア吉野　206号、住民票上の住所大阪市福島区吉野５丁目13番８号
債務者　山田　　裕
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部